

# 宇治市立保育所移管先法人選考委員会報告書

平成21年5月

宇治市立保育所移管先法人選考委員会

## 1 選考委員会会議開催状況

平成20年12月19日から平成21年5月15日の間に、下記の通り選考委員会会議を開催した。

| 回 | 日 時                | 開 催 内 容                                         |
|---|--------------------|-------------------------------------------------|
| 1 | 平成20年12月19日 19:00～ | 委嘱状交付、保育所民営化第2次実施計画について、宇治市の保育の状況及び槇島保育所の状況について |
| 2 | 平成21年1月21日 19:00～  | 募集要領について                                        |
| 3 | 平成21年3月19日 19:00～  | 選考基準・評定方法について、槇島保育所保護者会要望書の取り扱いについて、            |
| 4 | 平成21年4月17日 19:00～  | 槇島保育所保護者会ヒアリング、書類審査                             |
| 5 | 平成21年4月22日 19:00～  | 応募法人ヒアリング審査、書類審査                                |
| 6 | 平成21年5月13日 9:30～   | 応募法人運営保育園現地調査                                   |
| 7 | 平成21年5月15日 19:00～  | 総合審査                                            |

## 2 移管先法人の募集

宇治市立槇島保育所移管先法人の募集については、「宇治市立保育所移管先法人募集要領」を定め、下記の通り行った。

- (1) 移管先法人応募にかかる申込書類の配付開始  
平成21年2月9日（月）
- (2) 移管先法人応募にかかる申し込みの受付  
平成21年3月16日（月）から3月31日（火）まで  
宇治市健康福祉部 子育て支援室保育課にて受付

## 3 移管先法人の応募状況

下記の2社会福祉法人から応募があった。

応募した社会福祉法人

| 受付順 | 応 募 法 人 名    | 運 営 保 育 園 名 |
|-----|--------------|-------------|
| 1   | 社会福祉法人 心華会   | ひいらぎ保育園     |
| 2   | 社会福祉法人 白菊福祉会 | いずみ保育園      |

#### 4 移管先法人の選考方法

##### (1) 書類審査

応募法人から提出された申込書類及び添付書類により、各委員でそれぞれ応募法人の審査を行った後、全委員で各法人についての意見交換を行い、各委員が書類審査としての評価を行った。

##### (2) ヒアリング審査

応募法人の理事長または運営保育園園長及び施設長予定者等に対し、事務局から共通質問として基本的な質問を行った後、各委員より自由に質問を行った。ヒアリング実施後、全委員で各法人についての意見交換を行い、各委員が書類審査の評価に修正を行った。

また、選考委員会会長宛に提出された槇島保護者会の要望書「応募にあたっての保育所運営の条件について」に記載されている諸条件については、そのまま選考の条件とすることはせず、要望の主旨を受け止めて選考にあたることとし、その旨を伝えるとともに、保護者会に対し要望内容についての聴き取りを行った。

##### (3) 現地調査

応募法人が現在市内で運営している保育園を訪問し、施設や保育状況について説明を受けた。

##### (4) 評定方法

評定項目として、「保育方針・目標及び保育内容」「特別保育事業への取り組み」「地域に根ざした保育所づくりについて」「理事長及び施設長の資格等」「資金計画及び経理状況等」の5項目を設定し、それぞれの項目毎に審査項目を設けた。

「審査項目」に基づいて、書類審査やヒアリング審査の評価及び現地調査を参考とし、改めて総合的な評価を行い評定点数を評定項目毎に記入し、その合計を応募法人の点数とした。項目ごとの評定基準は10点満点とし、合計50点満点とした。

なお、委員の意見交換により、評価の適確性を高めるために項目毎に補正係数をかけることとし、合計80点満点とした。

評定点数換算表

| 評 定 項 目           | 総 合 評 定 |      |     |
|-------------------|---------|------|-----|
|                   | 満 点     | 補正係数 | 補正後 |
| 保育方針・目標及び保育内容     | 10      | 2.0  | 20  |
| 特別保育事業への取り組み      | 10      | 2.0  | 20  |
| 地域に根ざした保育所づくりについて | 10      | 2.0  | 20  |
| 理事長及び施設長の資格等      | 10      | 1.0  | 10  |
| 資金計画及び経理状況等       | 10      | 1.0  | 10  |
| 計                 | 50      |      | 80  |

#### (5) 評定結果

上記の評定方法に基づいて評定を行ったところ、社会福祉法人心華会が最も高い得点であった。

#### 5 選考結果

応募された2社会福祉法人については、どちらも特色ある保育所運営を実施されており、今回の移管を受けるにあたって、保育内容をさらに発展させようとする意欲を十分持っていると評価されるものであった。

本選考委員会としては、書類審査、ヒアリング、現地調査をふまえた審査、議論を通じ、(5)の評定結果により、評定点数が最も高い社会福祉法人心華会を、宇治市立槇島保育所を移管する法人として適切であるとして選考した。

なお、移管にあたっては、選考委員会会長宛に提出された槇島保育所保護者会の要望書「応募にあたっての保育所運営の条件について」に配慮し、選考した法人と保護者と市の三者で、十分協議を重ねながら進めていただくように申し添える。

## 宇治市立保育所移管先法人選考委員会 委員名簿

| 区 分           | 委 員 名 |        | 所 属 等                                       |
|---------------|-------|--------|---------------------------------------------|
| 学識経験を有するもの    | 会長    | 安藤 和彦  | 京都文教短期大学教授                                  |
| 学識経験を有するもの    |       | 大西 雅裕  | 華頂短期大学 社会福祉学科教授                             |
| 法人経理の経験を有する者  |       | 小長谷 敦子 | 公認会計士・税理士<br>京都府社会福祉協議会監事・社会福祉施設経営指導事業経営相談員 |
| 保育所運営の経験を有する者 |       | 角道 静子  | 元宇治市立保育所長                                   |
| 社会福祉関係の者      |       | 臼井 浄子  | 宇治市民生児童委員                                   |
| 市職員           |       | 田中 秀人  | 宇治市健康福祉部長                                   |
| その他市長が必要と認める者 |       | 緒方 勝介  | 宇治市立槇島保育所保護者                                |

## 宇治市立保育所移管先法人募集要領

宇治市立榎島保育所の設置、運営の移管を受ける社会福祉法人を以下の要領により募集します。

## 1. 移管する保育所の名称、所在地、現況及び移管年月日

- (1) 名称 宇治市立榎島保育所
- (2) 所在地 宇治市榎島町南落合17番地の2
- (3) 現況 昭和47年4月開設  
敷地面積：1,983.47㎡  
建物面積：696.60㎡（鉄骨造平屋建）  
定 員：100人（乳児：30人・幼児：70人）
- (4) 移管年月日 平成23年4月1日

## 2. 移管条件

- (1) 宇治市の指定する土地に、法人において施設整備してください。なお、平成23年4月1日の移管保育所開設に伴い、現在の宇治市立榎島保育所は廃止します。

## ① 土地

## ア. 所在地

宇治市榎島町大川原75番地・76番地・77番地

（うち下記面積部分を分筆予定：位置図参照）

## イ. 面積

約2,100㎡（現在確定手続中です。確定次第平面図等を配布します。）

## ウ. 現況

地域・地区：準工業地域・第四種高度地区・準防火地域

建坪率：60% 容積率：200% 地目：田（現況：雑種地）

## エ. その他

宇治市において当該用地を購入後、開発許可等の必要な手続き及び敷地造成を平成21年度中に終える予定としています。

間口は約27m、奥行は約77m、地盤高さは前面道路と均一として造成します。東側道路は幅員6.0mに整備される予定です。（前面道路部分は造成時に幅員9.5mとします。）

平成22年4月1日より使用貸借契約を開始します。土地は無償貸与とします。

なお、電気、都市ガス、宇治市上水道・公共下水道は各接続が必要です。

## ② 建物・設備等

## ア. 施設規模等

「保育所運営の条件」(別紙1)に記載する定員・運営内容に応じた施設規模・設備内容としてください。

イ. 建設年度

平成22年度中とします。

ウ. 財源

次世代育成支援対策施設整備交付金の対象事業として申請してください。あわせて宇治市民間保育所施設整備補助金交付要綱第3条に基づき助成を行います。

(2) 「保育所運営の条件」(別紙1)の全項目を満たすことが必要です。

3. 応募資格

社会福祉法第22条の規定に基づき設立された社会福祉法人で、現に宇治市内で保育所を運営している法人とします。

4. 申込及び受付

- (1) 書類配布及び受付：宇治市役所健康福祉部子育て支援室保育課
- (2) 受付期間：平成21年3月16日(月)から平成21年3月31日(火)
- (3) 提出書類：「申込書類等及び記載について」(別紙2)に記載されている書類  
正・副各2部を提出して下さい。

5. 選考及び決定

- (1) 宇治市立保育所移管先法人選考委員会において選考し、宇治市において決定します。
- (2) 選考にあたっては、運営責任者(理事長等)及び施設長(予定者含む)等のヒアリング、及び既に運営している保育所の見学を実施する場合があります。
- (3) 移管先法人の決定は、宇治市保育所条例(昭和28年4月1日条例第8号)の条例改正の議決を前提条件とします。

6. その他

- (1) 該当保育所の状況等の視察を希望される場合は、事前に健康福祉部子育て支援室保育課に連絡してください。

7. 問い合わせ先

宇治市役所 健康福祉部 子育て支援室 保育課

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

TEL 0774(22)3141 内線2321 2324

FAX 0774(21)0407

(別紙1)

## 応募にあたっての保育所運営の条件

移管を受けた法人は、この条件に基づき保育所運営を行う必要があります。

### 1. 全般的事項

- ① 移管にあたって宇治市と締結する各契約事項については、誠実に履行すること。
- ② 社会福祉法、児童福祉法その他関係法令及び関係通達を遵守すること。
- ③ 移管を受けた法人自らが移管保育所を運営するとともに、既に運営している保育所を縮小又は廃園しないこと。
- ④ 保護者ニーズに配慮した保育所運営に努めることを目的に、保護者の意見や要望を聴取し、相互の園運営への認識を共有するため、保護者、法人、宇治市の3者による懇談会を移管決定後より実施するとともに、移管後においても継続して実施すること。
- ⑤ 地域に根ざした保育所づくりに努めるため、移管決定後より地域関係者との話し合いをする場を設けること。
- ⑥ 保護者会活動が継続して運営できるようにするとともに、保護者の意見が反映できるように努めること。

### 2. 保育所運営に関すること。

- ① 保育定員は現在より20人以上の増を図ること。
- ② 移管保育所の施設長及び主任保育士は当該保育所の専任であること。
- ③ 保育士の配置等、保育所運営については、国の最低基準を遵守するとともに、保育士の年齢構成についてはバランスのとれた配置とすること。
- ④ 年末年始、日曜日及び国民の祝日以外に、休所日については、事前に保護者の希望を聞かない一方的な休所日を設定しないこと。
- ⑤ 移管前の保育所が行っていた障害児保育、乳児保育（産休明け保育を含む）、保育所地域活動事業を継続、もしくは充実をはかること。
- ⑥ 主食を含む給食を継続するとともに、離乳食などの対応をすること。また、食物アレルギーについて対応をすること。
- ⑦ 午前7時から午後7時を下回らない開所時間の長時間保育及び一時保育を実施すること。
- ⑧ 保育の実施については、保育指針を遵守すること。
- ⑨ 移管前に比べて保護者負担金が多くならないように努めること。
- ⑩ 宇治市との民営化にかかる引継ぎは平成22年4月から平成23年3月までの1年間とすること。
- ⑪ 上記引継ぎ期間において引継ぎ保育を実施するので、引継ぎ保育時に保育所職員の配置が可能であること。なお、引継ぎ保育の期間及び具体的な方法等については、保護者・法人・宇治市との協議により決定する。

(別紙2)

## 申込書類等及び記載について

以下に掲げる申込書類・提出書類等の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第1号～様式第9号まではMicrosoft<sup>®</sup> Excel 2003 ワークシートで作成していますので、ファイルが必要な場合は健康福祉部子育て支援室保育課に連絡してください。

- 宇治市立保育所移管申込書（様式第1号）
  - ① 申込年月日は健康福祉部子育て支援室保育課へ提出する年月日を記載してください。
  - ② 代表者氏名欄の印鑑は、個人印（印鑑登録印）を押印してください。
  
- 応募に至る動機及び目的（様式第2号）
  
- 社会福祉法人の概要（様式3-1号）
  
- 社会福祉法人役員・評議員の構成（様式3-2号）
  
- 社会福祉法人運営の理念等（様式3-3号）
  
- 既設保育所の運営状況（その1～9）
  - その1 既設保育所設置状況（様式第4-1）
  - その2 保育所の運営方針・保育方針・特色ある保育の実施・保護者負担金・休所日について（様式第4-2）
  - その3 職員の雇用状況（様式第4-3）
  - その4 職員処遇の状況（様式第4-4）
  - その5 給食業務の状況（様式第4-5）
  - その6 健康管理（様式第4-6）
  - その7 時間帯による勤務の状況（様式第4-7）
  - その8 防災・防犯・安全対策の取り組みについて（様式第4-8）
  - その9 苦情処理及びサービス向上のための努力（様式第4-9）
  
- 移管保育所事業計画（その1～9）
  - その1 新たに移管を受ける保育所を運営するにあたっての理念及び将来構想（様式第5-1）
  - その2 保育時間・休所日・定員・職員数・保育目標について（様式第5-2）
  - その3 保護者への対応について・地域に根ざした保育所づくりについて

(様式第 5－3)

その 4 一時保育実施について・障害児保育実施について (様式第 5－4)

その 5 産休明け保育実施について・特別保育事業の実施について

(様式第 5－5)

その 6 保育所の給食業務及び栄養指導について・保育所の衛生管理について

(様式第 5－6)

その 7 保育所の安全管理について・保育所職員の労務管理について・保育所職員の研修等、職員育成について (様式第 5－7)

その 8 移管後の保育所の職員配置 (様式第 5－8)

その 9 初年度の資金収支計画について・保護者に負担を求める費用について

(様式第 5－9)

- 施設長予定者履歴書 (様式第 6 号)

- 施設長就任承諾書 (様式第 7 号)

- 保育所職員採用計画 (様式第 8 号)

- 保育所施設建設計画概要 (その 1～2)

その 1 保育所施設建設の考え方・保育所施設の特徴 (様式第 9－1)

その 2 建物概要・資金計画予定 (様式第 9－2)

- 社会福祉法人定款 (任意様式)

社会福祉法第 31 条に定める必要的記載事項が必ず記載されている必要があります。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 社会福祉事業の種類

(4) 事務所の所在地

(5) 役員に関する事項

(6) 会議に関する事項

(7) 資産に関する事項

(8) 会計に関する事項

(9) 評議員会をおく場合には、これに関する事項

(10) 公益事業を行なう場合には、その種類

(11) 収益事業を行なう場合には、その種類

(12) 解散に関する事項

(13) 定款の変更に関する事項

(14) 公告の方法

- 社会福祉財産目録（任意様式）

- ① 平成20年3月31日現在で記入してください。
- ② 建物・土地は、固定資産評価額を記入してください。
- ③ 有価証券は、国債証券、公債証券、若しくは公社、公団その他これらに準ずるものの公債証券又は日本銀行において認めた適格社債をいいます（1部・2部上場企業の株券をいう）。

- 本部会計貸借対照表（任意様式）

平成20年3月31日現在で記入してください。

- 施設会計貸借対照表（任意様式）

平成20年3月31日現在で記入してください。

- 本部会計収支計算書（任意様式）

平成17年度から平成19年度までの3年度分を提出してください。

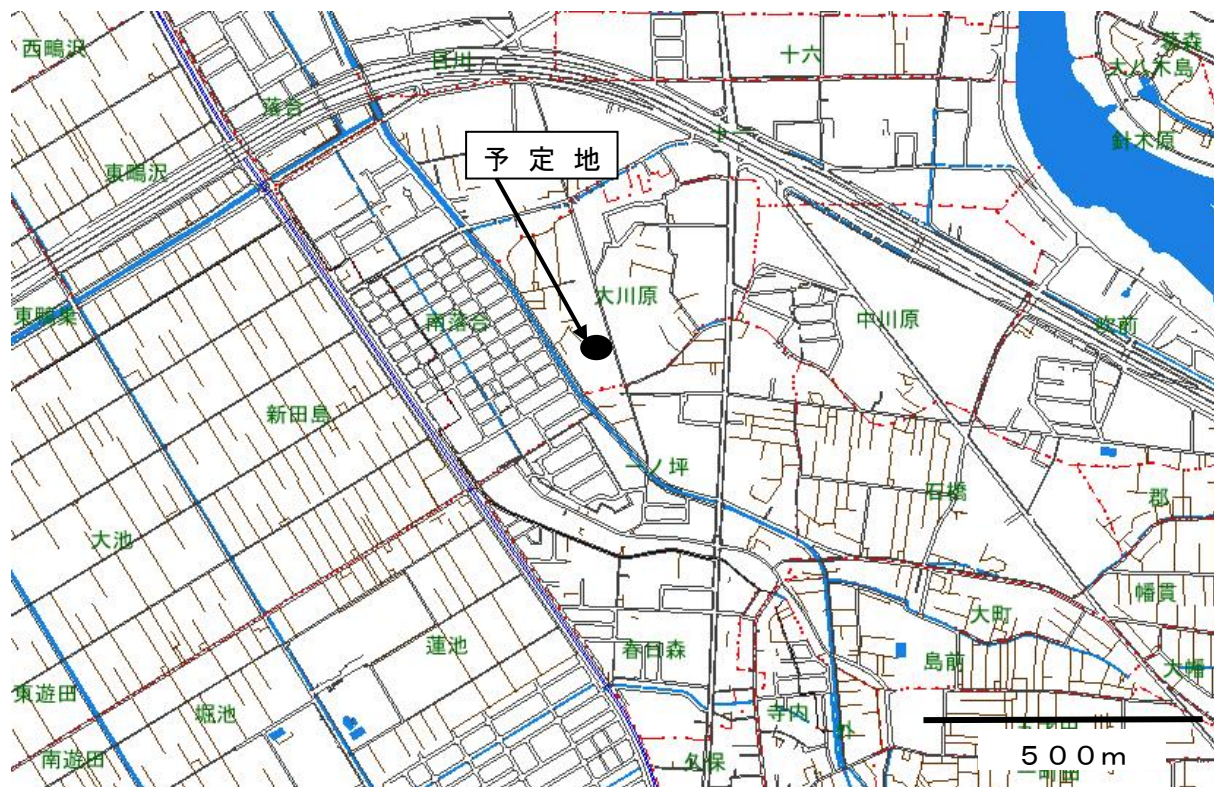
- 施設収支計算書（任意様式）

平成17年度から平成19年度までの3年度分を提出してください。

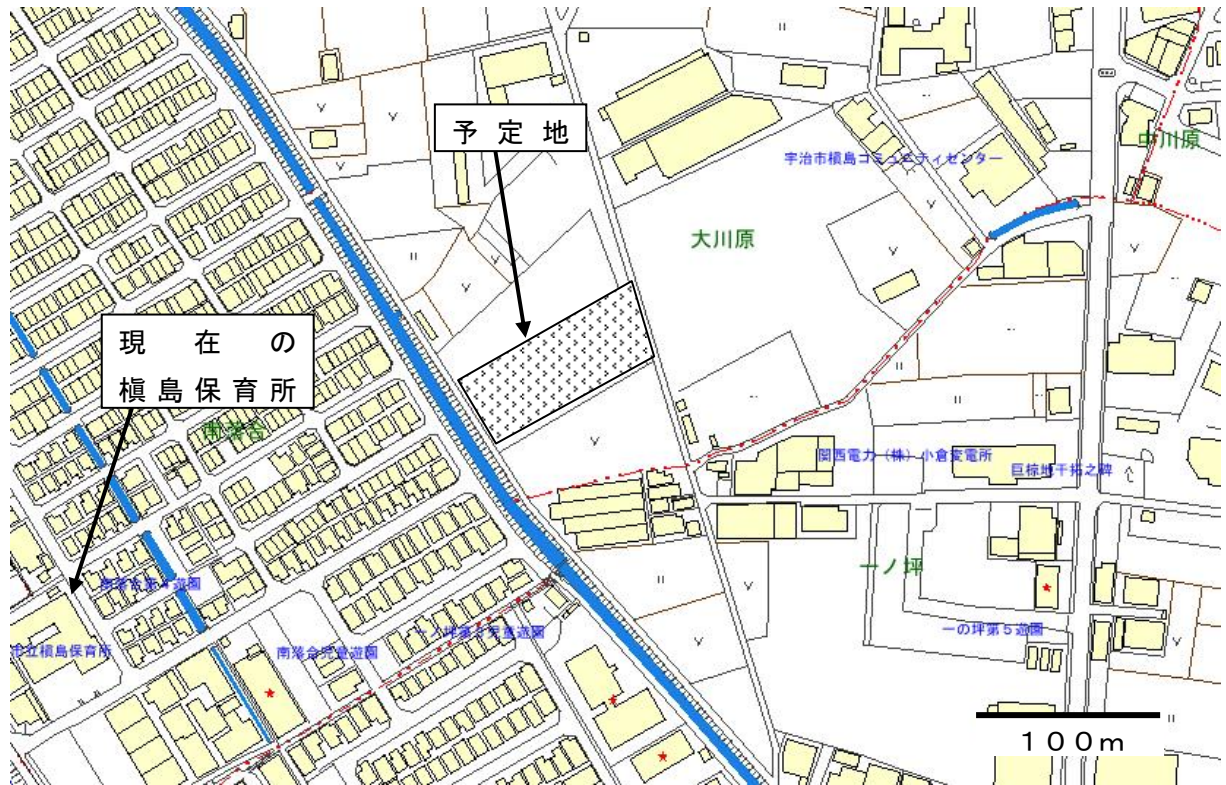
以上

別紙：位置図

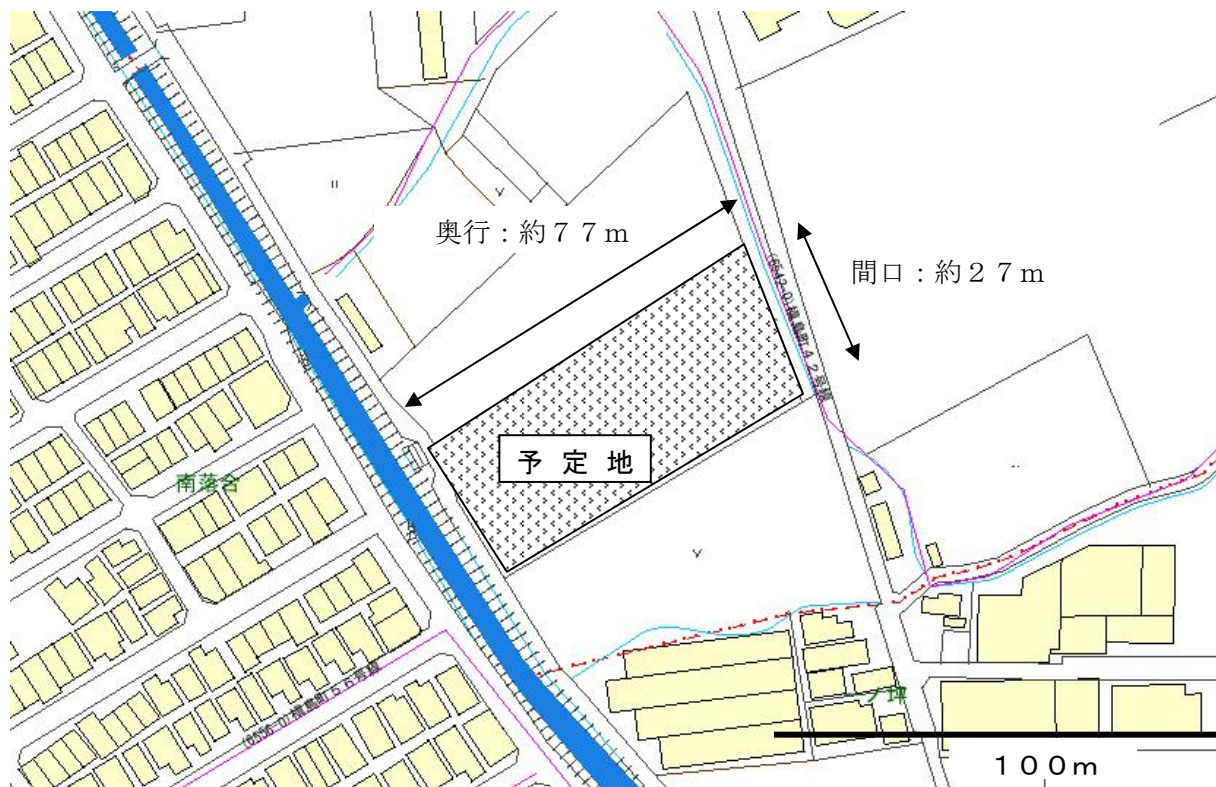
①全体図



②現在の槇島保育所との関係



### ③ 予定地詳細



## 書類審査（ヒアリング審査）の評定項目・審査項目

資料3

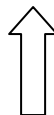
| 評定項目                | 審査項目                 |
|---------------------|----------------------|
| 1 保育方針・目標及び保育内容     | ①応募に至る動機、園運営の理念や将来展望 |
|                     | ②保育方針・目標             |
|                     | ③保育内容                |
|                     | ④園行事への取り組み           |
|                     | ⑤安全管理及び衛生管理          |
|                     | ⑥給食の献立など給食についての考え方   |
|                     | ⑦児童の健康管理についての考え方     |
|                     | ⑧清掃など園管理についての考え方     |
|                     | ⑨保護者との連携についての考え方     |
|                     | ⑩保育サービスの向上について       |
|                     | ⑪保育所施設について           |
| 2 特別保育事業への取り組み      | ①乳児保育（産休明け保育）        |
|                     | ②障害児保育               |
|                     | ③延長保育                |
|                     | ④一時保育                |
|                     | ⑤その他の特別保育            |
| 3 地域に根ざした保育所づくりについて | ①情報提供及び育児相談等への取り組み   |
|                     | ②子育て家庭への支援           |
|                     | ③地域との連携及び地域活動への取り組み  |
| 4 理事長及び施設長等の資格等     | ①理事等の役員構成等           |
|                     | ②理事長の熱意・識見等          |
|                     | ③施設長の乳幼児保育等の経験       |
|                     | ④施設長の熱意・識見・研修履歴等     |
|                     | ⑤職員の採用・配置計画          |
|                     | ⑥職員の処遇・研修・育成について     |
|                     | ⑦保護者との連携についての意識      |
|                     | ⑧引継ぎ保育の考え方           |
| 5 資金計画及び経理状況等       | ①資金計画                |
|                     | ②開設年度資金収支予算          |
|                     | ③基本財産及び運用財産          |
|                     | ④本部会計決算              |
|                     | ⑤施設会計決算              |
|                     | ⑥運営の安定度等             |

## 法人選考評価表

資料4

委員氏名

| 評価項目              | 満点 | 法人 A | 法人 B |
|-------------------|----|------|------|
| 保育方針・目標及び保育内容     | 10 |      |      |
| 特別保育事業への取り組み      | 10 |      |      |
| 地域に根ざした保育所づくりについて | 10 |      |      |
| 理事長及び施設長等の資格等     | 10 |      |      |
| 資金計画及び経理状況等       | 10 |      |      |
| 総合評価（合計）          | 50 |      |      |



### 評価基準

|          |    |
|----------|----|
| 非常に優れている | 10 |
|          | 9  |
| かなり優れている | 8  |
|          | 7  |
| 普通       | 6  |
|          | 5  |
| やや劣っている  | 4  |
|          | 3  |
| 劣っている    | 2  |
|          | 1  |

## 応募にあたっての保育所運営の条件について

この度は横浜保育所民営化に伴う法人選定にご尽力頂き誠にありがとうございます。

第二回選考委員会資料(別紙1)に対しまして、クラス別学習会等を行い保護者の意見を集約しました。移管先法人選考に反映して頂きたく要望事項を提出致します。  
何卒ご高察賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 1. 全般的事項

- ④ 保護者ニーズに配慮した保育所運営に努めることを目的に、保護者の意見や要望を聴取し、相互の園運営への認識を共有するため、保護者・法人・宇治市の三者による懇談会を移管決定後より実施するとともに、移管後においても継続して実施すること。  
⇒ 移管までの懇談会には現横浜保育所の職員も参加すること。
- ⑥ 保護者会活動が継続して運営できるようにするとともに、保護者の意見が反映できるように努めること。  
⇒ 保護者会に保育所の居室及び備品の使用を従来通り認めること。(夜間含む)  
連合保護者会への参加を保証しそれを妨げぬこと。

## 2. 保育所運営に関すること

- ① 保育定員は現在より20人以上の増を図ること。  
⇒ 年度途中のクラス移動をしないこと。  
定員以上の受入をしないこと。(私的入所をしないこと)  
年長クラスは就学準備のため混合クラスはつくらないこと。
- ② 移管保育所の施設長及び主任保育士は当該保育所の専任であること。  
⇒ 保育資格を有し、保育経験施設長 20年 主任 15年以上の者とする。
- ③ 保育士の配置等、保育所の運営については、国の最低基準を遵守するとともに、保育士の年齢構成についてはバランスのとれた配置とすること。  
⇒ 国の最低基準ではなく、従来通りの宇治公立の配置基準に従うこと。  
保育経験年数については10年以上3割、5年以上2割、未経験者(新規採用者) 1割とし、調理師、栄養士、用務員を配置すること。
- ④ 年末年始、日曜日及び国民の祝日以外に、休所日については、事前に保護者の希望を聞かない一方的な休所日を設定しないこと。  
⇒ 休所日は従来通りとし、保育参観、運動会等の保護者参加行事は土曜日とすること。
- ⑤ 移管前の保育所が行っていた障害児保育、乳児(産休明け保育含む)保育保育所地域活動事業を継続すること。  
⇒ 障害児保育については現状通り加配保育士を配置し、受入人数を減らさないこと。
- ⑥ 主食を含む給食を継続するとともに、離乳食などの対応を行うこと。  
また、食物アレルギーに対する対応等に配慮すること。  
⇒ 自園の調理室にて調理すること。  
アレルギー食についても完全給食を望むが、少なくとも現状以上に保護者負担が増えないよう配慮すること。  
献立は現状通り宇治市の献立に従い、食材は安全なものを使用すること。  
離乳食及び除去食については調理師・栄養士・保育士・保護者の四者の話し合いのもとに進めること。

## 2. 保育所運営に関すること

- ⑦ 午前7時から午後7時を下回らない開所時間の長時間保育及び一時保育を実施すること。
  - ⇒ 土曜日についても平日同様の保育時間とすること。
  - 一時保育については移管直後の過渡期においては実施を見合わせる事。
  - また、保育時間延長に伴う臨時徴収をしないこと。
- ⑧ 保育実施については、保育指針を遵守すること。
  - ⇒ 現榎島保育所で行っている年間行事は従来通り実施すること。
  - (ふれあい事業、野菜作り、陶芸教室、消防署参加による避難訓練等)
- ⑨ 移管前と比べて保護者負担が多くならないように努めること。
  - ⇒ 制服、体操服などの購入がないようにすること。
  - お道具箱、靴、帽子等は現在のものをそのまま使用できるようにすること。
  - 冷暖房費等の設備代を徴収しないこと。
- ⑪ 宇治市との民営化にかかる引継ぎを実施するので、保育所職員の配置が可能であること。なお、引継ぎ保育の期間及び具体的な方法等については、保護者・法人・宇治市との協議により決定する。
  - ⇒ 引継ぎに関する協議については現榎島保育所の職員も参加すること。
  - 移管後も定期的に保護者・法人・宇治市の三者懇談会を行うこと。
  - また、引継ぎに関しては保育の支障のないよう人的配置を行うこと。

その他 宗教的活動、英才教育を行わないこと。  
施設建設計画に送迎用駐車場・畑・プールを配置すること。

以上

平成21年3月30日

槇島保育所保護者会  
民営化対策委員会委員長 様

宇治市立保育所移管先法人選考委員会  
会長 安藤 和彦

宇治市立保育所移管先法人選考委員会におけるヒアリングについて

早春の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

さて、さる平成21年3月5日付けにてご提出いただきました「応募にあたっての保育所運営の条件について」につきまして、平成21年3月19日に開催いたしました第3回宇治市立保育所移管先法人選考委員会会議にてその取り扱いを議論いたしました。

当委員会といたしましては、貴会要望書に記載されている諸条件を、そのまま移管先法人選考の条件とすることとはせず、ご要望の主旨を受け止めて選考にあたるとの結論となりました。

その取り扱いを前提といたしまして、当委員会で直接聞き取りさせていただいた方がよいという意見でまとまりましたので、次回第4回の宇治市立保育所移管先法人選考委員会の冒頭へのご出席につきましてご検討いただきたくお願い申し上げます。

なお、ご出席をいただける場合は、具体的な日時等につきまして、当委員会事務局にて調整をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。